

を把握するため、7月にアンケート調査を管内全町民を対象に行い、利用者ニーズの把握と次年度ダイヤ編成の基礎資料にするなど、必要な見直しを繰り返すことにより、利便性の向上に努めて行くこととしています。

また、JR日高線廃止に伴い、JR北海道が管内各町に対し、協議会を通じて交付する「まちづくり支援金」の各町配分額が決定しています。

当該支援金の配分に係る協議は、鉄道があつた町となかつた町との影響に対する考え方の整理などの議論を経て、6月7日の公共交通確保対策協議会において決定しました。

当町の配分額は、管内に交付されるおよそ5億円の支援金の16・1%に当たる8058万円に決定しています。

交付される支援金の使途は制限されていませんので、一旦、ふるさとづくり基金に積み立てし、今後の協議によって使途を決めて行きたいと考えています。

令和2年10月以降、2回の日高家畜保健衛生所による血液、糞便検査において全頭陰性の判定を受けていましたが、本年1月に採取した糞便培養検査において、1頭がヨーネ病の患者と認められた旨、4月26日付で通知がありました。

清浄化に向けて取り組みを進めている中、誠に残念な結果となりましたが、この結果を真摯に受け止め、北海道日高家畜保健衛生所や獣医師の指導のもと、今後、更に清浄化に向けた取り組みを強化して行きます。

なお、本年度の預託牛の受け入れについては、5月末現在180頭の牛をお預かりしているところですが、預託牛の受け入れの際には、預託者に町有牧野においてヨーネ病患者が発生している旨の事前説明を行い、放牧地に直接搬入するなど感染予防対策をしっかりと行っているところと見られます。

今後も更にヨーネ病の清浄化対策に取り組みながら、酪農及び畜産農家を始め、町民の皆さまに信頼される牧野運営に努めて行きますので、ご理解をお願いします。

令和2年10月以降、2回の日高家畜保健衛生所による血液、糞便検査において全頭陰性の判定を受けていましたが、本年1月に採取した糞便培養検査において、1頭がヨーネ病の患者と認められた旨、4月26日付で通知がありました。

清浄化に向けて取り組みを進めている中、誠に残念な結果となりましたが、この結果を真摯に受け止め、北海道日高家畜保健衛生所や獣医師の指導のもと、今後、更に清浄化に向けた取り組みを強化して行きます。

なお、本年度の預託牛の受け入れについては、5月末現在180頭の牛をお預かりしているところですが、預託牛の受け入れの際には、預託者に町有牧野においてヨーネ病患者が発生している旨の事前説明を行い、放牧地に直接搬入するなど感染予防対策をしっかりと行っているところと見られます。

今後も更にヨーネ病の清浄化対策に取り組みながら、酪農及び畜産農家を始め、町民の皆さまに信頼される牧野運営に努めて行きますので、ご理解をお願いします。

教育長行政報告

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応について
○小中学校及び認定こども園等の対応

感染症予防対策として、「登校時の健康調査」、「マスクの着用」、「消毒の徹底」、「身体的距離の確保」、「換気の徹底」の5点の取り組みの徹底を図ることを、学校及び認定こども園と確認した上で、令和3年度の学校教育・保育活動をスタートさせるところです。

一方、感染症は全国的に拡大がとどまらないことから、主要行事である修学旅行及び体育祭・運動会における感染症予防の対応について、定例校長会に加え臨時校長会を開催し、新学期の取り組み状況など、児童生徒への影響や対応を確認した上で、5月に予定をしていた、新冠中学校の修学旅行を7月に延期したことに加え、5月16日に、国の緊急事態宣言が発令されたことから、発令期間中に予定を断念いたしました。体育祭・運動会についても、延期措置を講じました。



6月21日に実施された新冠中学校体育公開日

また、5月14日には、道立静内高等学校及び静内農業高等学校において、感染症の罹患者が発生し集団感染が疑われたことから、町内の学校などへの影響に鑑み、両校に通学しPCR検査の対象となった生徒がいるご家庭に対し、登校・登園自粛をお願いをさせていただいたところ、中学生32名、小学生15名、認定こども園6名、合計53名の自粛をいただいたところです。

子育て支援センターについては、町対策本部会議で、国の緊急事態宣言期間中の休館が必要と判断され、5月16日から6月20日まで休館としました。なお、休館期間中の個別事情による保育要望には対応しています。

○社会教育施設の対応

児童館については、緊急事態宣言の発令後は他の公共施設と同様に原則休館の措置をとっていました。児童館は、学童保育の機能も有していることから、休館期間中についても、保護者の就労などにより、やむを得ない事情による児童の受け入れは個別に対応し、事業の実施に際しては児童への手洗いや手指消毒の指導、施設内換気の徹底や活動場所を分散させるなど、感染対策には十分留意しながら運営しています。

レ・コード館や町民スポーツセンターを始めとした社会教育施設の対応については、文化団体やスポーツ団体を中心に多くの町民に利用されてきましたが、緊急事態宣言期間中は休館措置をとり、各団体などの活動も休止されている状況にあります。

○社会教育事業の対応

昨年度から実施しているコロナ禍においても感染リスクの少ない動画配信事業については、専門的技術や知識を持った町民を講師とした生涯学習講座「日曜大工と家庭菜園講座」やスポーツ青少年係による「自宅ででき

る運動メニュー」など、引き続き、配信事業を展開しています。

また、郷土資料館については、SNSなどを活用し、判官館森林公園に咲いている草花の様子をタイムリーで紹介する事業を新たに開始し、図書プラザについても、町民に限定した「予約貸出サービス」を実施するなど、緊急事態宣言下においても、町民の生きがいや学習意欲の向上につながるよう各種事業を展開しているところであります。また、社会教育事業の根幹である町民参加型の学習会や体験型の主催事業については、現状では実施が難しい状況にあります。

休館期間中に予定していた事業には、高齢者を対象とした「いきいき大学」の学習会や郷土資料館主催の「ふるさと再発見講座」、スポーツ事業では「親子運動教室」など、さまざまな町民参加型の事業がありました。また、開催時期を延期することを前提に検討し、実施が可能な状況となった際には、再度、町民の皆さまへ開催のお知らせをして行きたいと考えています。

2 新冠町高等学校通学支援制度の見直しについて

新冠町高等学校通学支援制度は、「高等学校へ修学する生徒の保護者に対し、通学費の経済的負担の軽減と修学機会の確保を図ること」を目的に、令和2年度から、新ひだか町内の高等学校に公共交通機関を利用し通学する高校生を対象に、節婦駅及び大狩部駅から新冠駅までの区間における通学費の補助を実施しています。

本年4月1日をもって、JR日高線の鉄道事業が廃止されたことに伴い、新ひだか町内の高等学校へ、新冠からバス定期券を利用し通学する高校生の通学経費が増額負担となったことから、経済的負担の軽減を図る必要があるものと判断し、現行制度を拡充する内容で、2点を見直しました。

1点目は、新冠・静内間における通学定期券運賃に対し、これまでの鉄道定期券運賃とバス定期券運賃を比較した上で、1カ月当たり3千円を補助することとしました。

2点目は、高校2年生及び3年生で、令和2年度に鉄道定期券を利用していた高校生に対し、在学期間中、JR北海道が

ら年度毎に10カ月分の差額補償をされていることから、これを差し引いた2カ月分を補助することとしました。

3 令和3年度教育行政執行方針について

本年、第1回定例会で前山本教育長が示された執行方針を継承し、学校教育では、「感染症対策の徹底による教育活動の推進」、「小中学校の適正規模・適正配置基本計画の推進」、「新学習指導要領の完全実施」、「幼小中一貫教育の具体的方針と交流活動の推進」の4点、社会教育では、「町民憲章とReの精神を意識した社会教育の推進」、「感染症対策の徹底による各種事業活動の推進」の2点を柱とする最重点目標を基本として行きます。

それらの教育行政推進にあたっては、現在、終息の見えないコロナ禍にあります。安全を第一に、昨年度培った経験を基に、充実に向け、更に工夫を図って行きます。

また、未来を担う子どもたちがたくましく生き抜く力や町民の方々が心豊かに生きがいを感じられるような社会教育事業を推進し、展開して行きます。